婚姻届にともなう手続き

本日はおめでとうございます。

婚姻届にともない氏（姓）の変更・住所の異動等がある方は、下記の手続きが必要ですので、それぞれの受付窓口で手続きをしてください。

必要な手続きの項目	手続きの内容	お持ちいただくもの	庁舎　受付窓口	担当課
住所を異動する方	婚姻にともない、住所を異動される方は住民異動届が必要です。	担当へおたずねください。	安来　市民課 広瀬　地域センター 伯太　地域センター	市民課 23-3083
印鑑登録している方	婚姻により氏が変更となった方は、印鑑登録は廃止されます。	新たに登録される方は担当へおたずねください。		
個人番号カード 住民基本台帳カード のいずれかをお持ちの方	婚姻にともない、カードの記載内容が変更になる場合は手続きが必要です。	●お持ちのカード（暗証番号が必要です） ●本人確認書類 （写真なし住基カードの場合のみ）		
国民健康保険（国保）に加入している方	氏の変更のある方、住所を異動される方は手続きが必要です。	●資格確認書等（お持ちの方のみ） ●来庁者の本人確認書類	安来　市民課 広瀬　地域センター 伯太　地域センター	市民課 23-3087
新規に 国民健康保険（国保）に加入する方	婚姻と同時に国保へ新規加入される方は手続きが必要です。	●世帯主と対象者のマイナンバーのわかるもの、来庁者の本人確認書類 ●健康保険の資格喪失が確認できるもの（資格喪失証明書等）		
国民年金の手続き	配偶者の扶養（第３号被保険者）となる方は、配偶者の勤務先で手続きをして下さい。			

◆上記の他に手当て等（児童手当、児童扶養手当、福祉医療、子ども医療など）を受けておられる方は窓口へお申し出ください。